

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則の一部を改正する省令（法務一）
- 法務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する省令（同一）
- 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇）
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（同一一）

- 医療法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（同一二）

〔告 示〕

- 令和七年歌会始のお題を定められた件（宮内庁二）
- 令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件（中央選挙管理会三）
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、対象者及び延長後の満了日を定める件（消防庁二）
- 原戸籍の一部が滅失した件（法務七）
- 日本国に帰化を許可する件（同八）
- 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件（同九、一一）
- 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第十七条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同一〇）

- 文化財保護法第八十四条の二第一項及び文化財保護法施行令第六条第二項の規定に基づき静岡県駿東郡小山町教育委員会が行うこととした事務を定める件（文化庁一）
- 都市公園に関する件
- 東北地方整備局一〇
- 道路に関する件
- 中部地方整備局一一、一二
- 道路に関する件（中国地方整備局五）
- 道路に関する件（北海道開発局一）

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了

〔人事院〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、公示送達、建設業の許可の取消処分関係

○厚生労働省令第十号
海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日
厚生労働大臣 武見 敬三
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令
本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（昭和五十六年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権限の委任）</p> <p>第八条 法第五条第六項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限のうち、第一号に掲げるものにあつては当該事業に係る航路の拠点、第二号に掲げるものにあつては当該事業に係る主たる営業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働局」という。）の長に委任する。</p> <p>一 一般旅客定期航路事業に関する権限（当該事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの及び当該事業に係る航路が一の地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内に存するものを除く。）の事業規模の縮小等の計画及びその実施により残存する事業の整備に関する事項について、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項、第十六条第一項（事業の廃止の許可に係る部分に限る。）又は第十八条第一項若しくは第二項に規定する免許、許可又は認可の申請が必要とされる場合を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>254（略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第八条 法第五条第六項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限のうち、第一号に掲げるものにあつては当該事業に係る航路の拠点、第二号に掲げるものにあつては当該事業に係る主たる営業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄都道府県労働局」という。）の長に委任する。</p> <p>一 一般旅客定期航路事業に関する権限（当該事業（総トン数千トン未満の船舶のみをもつて営むもの及び当該事業に係る航路が一の地方運輸局又は運輸監理部の管轄区域（近畿運輸局にあつては、神戸運輸監理部の管轄区域を除く。）内に存するものを除く。）の事業規模の縮小等の計画及びその実施により残存する事業の整備に関する事項について、海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第三条第一項、第十五条第一項（事業の廃止の許可に係る部分に限る。）又は第十八条第一項若しくは第二項に規定する免許、許可又は認可の申請が必要とされる場合を除く。）</p> <p>二（略）</p> <p>254（略）</p>

附則
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第十一号
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日
厚生労働大臣 武見 敬三
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 五十九（略）</p> <p>六十 二一（エチルアミノ）一一二（三一）ヒドロキシフェニル シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>六十一 六十五（略）</p> <p>六十六 エチル三・三ージメチル一一一（一）ペンチル一一一ロインダゾール一一三カルボキサミド）ブタノアト及びその塩類</p> <p>六十七 七十（略）</p> <p>七十一 N一エチル四一ヒドロキシ一一プロピトリブタミン及びその塩類</p> <p>七十二 三三三三四（略）</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一 五十九（略）</p> <p>六十（新設）</p> <p>六十一 六十四（略）</p> <p>六十二（新設）</p> <p>六十三 六十八（略）</p> <p>六十四（新設）</p> <p>六十九 三三三三十一（略）</p>

附則
この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第十二号
療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令及び介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する命令（令和五年内閣府令第八号）の施行に伴い、医療法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日
厚生労働大臣 武見 敬三